

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市東幸町字東明5番地

氏 名 成和环境 株式会社
代表取締役 豊田 能史 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。



豊橋市長 浅井 由 崇



許可の年月日 令和 6年 4月 8日

許可の有効年月日 令和13年 2月13日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (蛍光管の破碎、脱水、破碎、破碎・圧縮・梱包、溶融)、埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

ア 蛍光管の破碎

廃プラスチック類 (廃蛍光管に限る。)、金属くず (廃蛍光管に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る。)

以上 3品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

イ 脱水

汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破碎・圧縮・梱包

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

オ 溶融

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 埋立処分

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ば



いじん等を除く。) 、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。) 、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。) 、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。) 、鉱さい (水銀含有ばいじん等を除く。) 、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。) 、令第2条第13号廃棄物
以上 14品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 蛍光管の破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (廃蛍光管に限る。) 、金属くず (廃蛍光管に限る。) 、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る。)

1.6t/日 (0.20t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 脱水施設

ア 設置場所

豊橋市西七根町字松前谷39番56

イ 設置年月日

平成6年2月25日

ウ 処理能力

汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

8.0m³/日 (1.00m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527

イ 設置年月日

平成10年10月29日



ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

42.32t/日（5.29t/時間）

紙くず

21.12t/日（2.64t/時間）

木くず

42.24t/日（5.28t/時間）

繊維くず

22.48t/日（2.81t/時間）

ゴムくず

52.48t/日（6.56t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

56.88t/日（7.11t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

104.96t/日（13.12t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

148.72t/日（18.59t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

平成10年10月29日

オ 許可番号

10令豊保第439-7号

(4) 破砕施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527

イ 設置年月日

平成10年10月29日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

8.32t/日（1.04t/時間）

紙くず

7.36t/日（0.92t/時間）

木くず

6.24t/日（0.78t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

12.0t/日（1.50t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

平成10年10月29日

オ 許可番号

10令豊保第439-7号

(5) 破砕・圧縮・梱包施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551

イ 設置年月日

平成14年11月26日

ウ 処理能力



廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

16.8t/日（2.10t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(6) 溶融施設

ア 設置場所

豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番532

イ 設置年月日

平成12年9月16日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

8.0t/日（1.00t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(7) 埋立施設（管理型最終処分場）

ア 設置場所

豊橋市西七根町字東浜辺35番1他5筆及び同町字松前谷39番57他10筆

イ 設置年月日

昭和54年8月3日

ウ 埋立地の面積

34,288.00m²（全体面積 42,334.00m²）

エ 埋立容量

421,124.00m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第2条第13号廃棄物

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 許可年月日

該当なし



キ 許可番号
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 4月10日 更新許可

平成21年 6月15日 更新許可

平成26年 4月25日 更新許可

令和 元年 6月17日 更新許可

令和 6年 4月 8日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

